

米国同時多発テロ発生直後、国連は安保理決議第一三六八号を採択します。

その決議前文に、

「テロ活動に対する脅威に対してあらゆる手段を用いて戦うことを決意し、

「憲章に従って、個別的又は集団的自衛の固有の権利を認識するとし、

その五項に

「二〇〇一年九月一日のテロに対応するため、またあらゆる形態のテロリズムと戦うため、国連憲章のもとでの同理事会の責任に従い、あらゆる必要な手順をとる用意があることを表明する」と表記したのです。

九・一一テロ事件後、「テロとの闘い」を表明した米国は、本決議第一三六八号前文の趣旨を根拠として、国連憲章第五一条規定の「個別的自衛権」に基づく「不朽の自由作戦(OEF)」を発動し、二〇〇一年十月七日からアフガニスタン国内への空爆を開始しました。

一方、米国と同盟を結ぶNATOとオーストラリアは、同じく本決議第一三六八号前文を根拠に、NATO条約及びANZUS条約に基づき「集団的自衛権」を夫々発動して、米国のアフガニスタン攻撃への参加を決定したのです。

二〇〇一年十一月三日、アフガニスタン国内の北部同盟が首都カブールを制圧、約二ヶ月の交戦で「タリバーン」は壊滅状態となり、その残存勢力は発足時に支援してくれた隣国パキスタンの国境地帯に逃走し潜伏します。同時にテロ組織「アルカイダ」も「タリバーン」と行動を共にしました。

「タリバーン政権」が崩壊した後のアフガニスタン国内では、治安維持が急務となり、このため、国連は安保理決議第一三八六号を採択して、「国際治安支援部隊(ISAF)」の設置を承認、これを受け、NATOを中心としたISAFがアフガニスタン国内に、新たに駐留し展開したのです。

他方、「タリバーン」は政権を保持していた時から、農民にケシ栽培を奨励して麻薬「アヘン」による現金収入の便宜を図っていました。が、政権崩壊後は、アフガニスタン国内における武力抵抗の資金を、麻薬取引から得ていると見られています。

この疑念は、「国連薬物犯罪事務所（UNODC）」の年次報告（二〇〇七年）によつて、アフガニスタン国内のアヘン生産量八、二〇〇トンの実に約七〇％を占める量が、「タリバーン」が活動するアフガニスタン南部地域に集中している事実からも裏付けられました。

パキスタン国境付近に潜伏し、OEFやISAFの活動に対して、武力攻撃又は自爆テロを仕掛ける「タリバーン」の活動資金を枯渇させる目的で、麻薬を運搬する船舶の「海上阻止活動（MIO）」が、「タリバーン政権」崩壊後の二〇〇一年十二月から実施されました。

「第一五〇混成多国籍任務部隊（CTF150）」がアデン、オマーン湾岸、アラビア海、紅海、インド洋に展開、その他に、「CTF152」がペルシャ湾中部・南部を、「CTF158」が同湾北部をパトロールしました。

米国第五艦隊が発表した資料によれば、MIOによる麻薬押収量は、二〇〇八年の一年間で五三トンに上ったのです。

OEF発動後に米国から参加要請を受けた我が国は、憲法上の制約に配慮した国会審議の末、MIO従事艦艇に対する給油支援を目的として、二〇〇一年十二月、インド洋に護衛艦を派遣しました。この護衛艦の派遣は、国内の政治事情によつて、二〇〇七年十一月に一旦中止されたものの、翌〇八年一月から再開され、「CTF150」参加艦に補給支援を実施しました。然しながら、二〇〇九年政権交代によつて誕生した民主党中心の政府は、二〇一〇年一月、インド洋における給油支援終結を決定、再び部隊を撤収したのでした。

「テロとの闘い」に参加した多国籍軍兵力は、二〇〇九年四月時点で、

ISAF： 四ヶ国 約五八、〇〇〇名

OEF MIO： 三個艦隊 八ヶ国

（二〇〇九年 防衛省資料抜粋）

注・二〇一一年三月末のNATO公表資料によれば、ISAFの

兵力は、参加四ヶ国、約十三万名に増強されている。

九・一一米国同時多発テロを契機とした「テロとの闘い」は「タリバーン」の執拗な抵抗、「アルカイダ」が続けるテロ攻撃によつて、アフガニスタン国内の治安が回復しないまま、また、アフガニスタン新政権の統治能力が低い為に、先行きの見えない膠着状態（Unclear）が続いています。

注・二〇一一年五月一日、パキスタンに潜伏中のオサマ・ビンラーディンは米

軍特殊部隊によつて殺害されました。ビンラーディンが死亡してもテログル

ープとしての「アルカイダ」は活動を続行するものと予測されます。

ところで、「テロとの闘い」は戦争なのでしょうか。

同時多発テロ後、ブッシュ大統領（当時）は「テロとの闘い」を「戦争」と位置づけました。

しかし、この判断には無理があります。

国際テロ集団「アルカーイダ」による九・一一同時多発テロが、その規模において「テロ行為」の範疇はんちゆうから逸脱していたとしても、行動そのものは犯罪行為であって、戦争行為ではなかったからです。

「アルカーイダ」のテロ攻撃に対し、米国は国連憲章第五条に基づく個別的自衛権を発動して「アルカーイダ」を保護下に置いた「タリバン政権」、即ち、「アフガニスタン・イスラム首長国」に対して武力行動を起こし、この国家を打倒した後も、個別的自衛権を拡大したOEFを継続しています。

しかしながら、憲章第五条に規定する個別的自衛権の発動は、

「武力攻撃が発生した場合に、安保理が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」
の権利として認められているだけです。

この条文に照らしてみれば、米国は、国連安保理決議に基づいてISAFがアフガニスタンに展開した時点で、個別的自衛権を拡大したOEFを取り止めて撤回すべきだったのです。

また仮に、米国の個別的自衛権の発動が、「アルカーイダ」の侵略行為に対抗した武力行為だとすれば、九・一一同時多発テロが「侵略」に該当するかどうか問題になります。

武装集団等による「侵略行為」に関しては、

国連総会決議第三三一四号（一九七四年十二月一四日採決）の第三条 項に、

「他国に対して実行する武装した集団、団体、不正規兵又は傭兵の国家による若しくは国家の為の派遣、又はかかる行為に対する国家の実質的関与」

と規定されており、

あくまで国家による「行為」を前提にしています。

「アルカーイダ」はテログループであって、国家ではありません。

従つて、九・一一米国同時多発テロは国家による「侵略行為」には該当しないことも明白です。

これらの事実を重ねてみると、「アルカイダ」を保護下に置いた「タリバーン政権」国家に対して個別的自衛権を發動し、その打倒を図った米国の「戦争」判断は、過剰な武力行動であつたと云わざるを得ないのです。

九・一一米国同時多発テロは、大量殺人テロに対して国際社会がどのように対処すべきか、新たな問題を提起したことは間違いありません。

この同時多発テロ発生後、国連は数多くの安保理決議を採択したのですが、平和を破壊するとして糾弾された「タリバーン政権」と「アルカイダ」とが、決議を無視続けた為に、国連決議は無効化し、国連の権威そのものが、改めて、低下したのも事実です、

しかし、大量殺人を伴う「テロ活動」は、憎むべき行為であるものの、それは、あくまで「犯罪行為」なのだ、明確に区分しておく必要があります。

「テロ行為」が犯罪である以上、実行犯の検挙には、犯罪グループが居住している国が務めを果たすべきです。

確かに、「タリバーン政権」は、国連安保理決議（第一二六七号、一三三三三号）による「アルカイダ」の引渡し要求を悉く拒否しましたが、国際社会からの非難と併せ、アフガニスタン国民自身のテロ行為に対する嫌悪意識を醸成しない限り、民衆の間に潜むテロリストは摘発できません。

アフガニスタンの国民自身が、「アルカイダ」等のテログループを壊滅させるとの強固な意志を持たない限り、パキスタン国境を中心に潜伏、出撃を繰り返すテロリストを、他国の軍隊が武力によって根絶するのは困難なのです。

米国のNGOが纏めた資料によれば、テログループとの闘いで生じた、O E F及びI S A Fに派遣された将兵の犠牲者（死者）は、二〇〇九年十一月の時点で一、四〇〇名を超えました。

注：二〇一一年三月末の犠牲者総数、一、三八一名。

主要国の犠牲者数は、米国一、五一四名、英国三六二名、カナダ一五四名、仏五五名、独四九名、デンマーク四〇名、伊三六名、スペイン三〇名、オランダ二五名、ポーランド二四名、豪三名。

（ 出典 … Iraq Coalition Casualty Web Site ）

アフガニスタンでテロ攻撃が断続的に生起して、また、「タリバーン」勢力との交戦により、駐留将兵の被害が加算的に拡大している現実を、このまま看過

することはできません。

「戦争」「テロとの闘い」を戦争と解釈するならば、「あるいは「武力を行使した戦い」は、開始と同時に、終息させる時期を計り、その機会を誤らないことが肝要です。

アフガニスタン新政府が発足している現時点で、「テロとの闘い」を終結させる唯一の方策は、

「アフガニスタンからの即時撤退と、撤兵後に他国兵力の不介入を厳しく規定する内容の新たな国連決議を採択し、国際社会がこれを遵守する」

ことだと云わざるをえません。

仮に、他国の軍隊が撤退した後、アフガニスタン国内でのテロ活動が継続したとしても、それはアフガニスタン国民が自らの努力で解決する問題なのであって、この自助努力こそが自主独立を確実にする最善の方策であると、国際社会が理解する時期を迎えていると云えます。

GN Iが約三七〇米ドル（一日約一ドルの生活）、平均識字率が約二八%のアフガニスタンは、貧困と教育不足が国の発展を阻害しています。

学校に通えない子供達を集め、「タリバーン（神学生）」がイスラム原理主義に基づく教育を実施している映像を観るとき、テロの温床が限りなく構築されている現実を知らされます。

この現実を直視するならば、発足したものの安定しないアフガニスタン政府に対する支援は、経済的自立と教育の普及こそが、喫緊の課題だと云えます。

日々の暮らしが安定し、国民が自ら考え、判断できる環境を一刻も早く整える支援こそが、求められるのです。

注：この観点では、O E F及びI S A Fとは別に、米国主導で開始された「地方復興支援チーム（P R T）」があるものの、軍民が一体となって展開する同チームの活動では、部分的軍事行動であるとの誤解を払拭することが難しいようです。やはり、駐留多国籍軍が撤退し、アフガニスタン国民による治安回復後に、完全な文民・民間による生活支援が必要なのだと考えられます。

また、イスラム世界の視点に立てば、O E F及びI S A Fの展開は、イスラム教国家にキリスト教等の異教徒軍隊が駐留する構図を呈しており、これが、イスラム原理主義者のテログループに、自爆テロ等の攻撃の口実を与えているのも事実です。

「タリバーン政権」が崩壊し、曲がりなりにも新政権が稼動し始めている現在、「テロ行為」は「犯罪」であるとの信念で、国内の治安回復をアフガニスタン国民自身に委ねるべき時期を迎えていると云えます。

アフガニスタンを巡る「テロとの闘い」は、二〇一〇年二月現在、先が見えないまま進行中（注：この状態は二〇一一年四月においても、変化ありません）です。

「テロとの闘い」は「戦争」ではないとの視点に立脚し、我が国が「非常任理事国を経験した国家」の役割として、国連において、アフガニスタンからの撤兵と、その後の、軍事不介入を柱とする新たな決議案を提起することこそが、主体的に国際貢献する手段であると確信します。

そのことが、唯一の同盟国である米国の兵士（若者）から、これ以上犠牲者を増やさない方策であり、日米両国の絆を一層強固にする助言でもあるのです。

以上、

この第五章では、我が国に影響を及ぼした、第二次世界大戦後の「東西冷戦」から「大量殺人テロとの闘い」までの戦争（紛争）を、採り上げました。

この結果、理解しておくべきは、

『米ソを中心とした東西冷戦終結後、「平和の到来」が期待されたにも拘らず、ペルシャ湾岸での戦争が生起し、その背景には国益を優先させる大国の影があり、また、「国連決議」が機能しなかった事実』
でした。

更に、

『わが国周辺には、中国をはじめ、今もって、共産主義体制国家が、「政治体制の歴史的变化のうねり」に逆行して、存在している現実が明らかになった』
ことです。

かかる国際情勢の中で、日本が今後、どのように、「国の平和と独立」を維持すべきかについて、次章で考察します。